

# 令和8年度住宅リフォーム補助の受付を開始します!! (4月27日~)

今年度、住宅のリフォームを検討されている方は、下記の補助要件を満たしているかご確認の上、役場建設水産課までお問い合わせください。

- 対象世帯 — 

<p>以下の条件を全て満たす世帯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ リフォームを行う予定の住宅に住所を有していること</li><li>・ 世帯員全員が村税及び使用料等を<u>滞納していない</u>こと</li><li>・ リフォーム工事を村内の施工業者に依頼し行う者</li><li>・ <u>過去5年以内</u>にリフォーム補助制度を利用していない者</li></ul>
---
  
- 補助金額 — 

<p>工事金額（税抜き）の3分の1以内の額（最大20万円分）</p> <p>※経費が<u>30万円以上の工事</u>を対象</p> <p>※村内で使用できる商品券での補助となります。</p> <p>※浄化槽の設置を行う際は最大30万円分の補助となります。</p>
---
  
- その他 — 

<ul style="list-style-type: none"><li>・ リフォーム工事のうち、倉庫、駐車場、フェンス等の<u>住宅本体以外に係る経費</u>や、<u>設備機器</u>（冷暖房、給湯、空調機器等）の購入や改修に係る経費は<u>対象経費外</u>です。</li><li>・ 役場へ事前に申請せず行ったリフォーム工事は補助の対象とはなりません。</li><li>・ 6年以上前にリフォーム補助を受けたことがある方の補助限度額は10万円分です。</li></ul> <p>※合計で20万円分（浄化槽設置を含む場合30万円）のリフォーム補助を受けた方は補助対象外となります。</p>
--

お問い合わせ先：普代村建設水産課住宅担当

TEL 35-2116